

令和 7 年東郷町教育委員会 8 月定例会	
日時	令和 7 年 8 月 2 5 日（月） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 2 時 1 3 分 閉会
場所	東郷町役場 1 階 第 1 会議室
出席委員	教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	教育長 鵜飼 洋一
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 加藤 丈晴 総 合 調 整 監 樋口 美紀 学 校 教 育 課 長 大竹 邦一 生 涯 学 習 課 長 中川 正康 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	加藤職務代理、山田委員
教育長の報告	(1) 7 月定例会以降の主な動きについて (2) 9 月議会一般質問について
報告事項	(1) 夏季休業中について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課） (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書 （令和 6 年度）の提出について （学校教育課、生涯学習課、給食センター）
協議事項	第 2 次東郷町教育大綱の変更について
議題	議案第 38 号 後援名義の使用許可について（学校教育課）
傍聴者	—

教育部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 8 月定例会を開会します。 本日は教育長が所要により欠席いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 13 条第 2 項で、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされています。従いまして本日の会議の進行につきましては、職務代理として加藤逸男委員にお願いします。
職務代理	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし加藤と、山田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	全員異議なし
職務代理	異議なしとのことですので、8 月定例会の会議録署名委員は、わたくしと山田委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。代わりに教育部長よりお願いいたします。
教育部長	教育長に代わり、私の方から説明させていただきます。 1 点目、放課後子ども教室「きらきらこども」の募集人員について説明いたします。 諸輪小学校のきらきらこどもが、人数過多になりました。そのため夏休み中に急遽 3 階の多目的室を使用することとなりました。管理上様々な心配がございます。子ども課とともに、募集人数や運営に関する方針や他教室の使用等についての検討を行ってまいりましたが、近隣市町の情報を収集しつつ、町としての方針を校長会と共有していく必要を感じているところでございます。 2 点目。「児童盗撮・SNS グループチャット共有事件」のその後の対応についてでございます。 夏休み中に、校長が全職員との面談行い、役職員が、施設点検を実施しているところでございます。前回の教育委員会でご意見をいただいたとおり、指示・対策の結果、総括を保護者あてにお伝えすることは、学校の信頼回復にとって極めて重要なことであると考えました。愛知警察署の生活安全課に連絡をとりまして、「盗撮防止のための施設点検における留意点」を各学校にお伝えし、施設点検の「視点」とした。面談および、施設点検の結果については、「教育長からのメッセージ」という手紙文形式のものを作成し、各校 HP で公開する予定をしております。 3 点目。日本のトップ選手が教えるボート教室についてでございます。7 月 28 日から全 6 回の教室を実施し、終了しております。 (株)デンソーボート部によって、日進市(6 名)東郷町(6 名)が参加して、ボート教室を実施した。「日本一」の選手に教えていただくことで、ボ-

ト技術はもとより、競技に取り組む姿勢を参加者に学んでほしいと願っております。

4 点目 アレルギー対応検討委員会についてでございます。

8 月 4 日に開催し、様々な組織の方に参加をいただき、学校給食における様々な問題点・改善点に関して話し合いを行いました。今年度も、藤田医科大学のばんたね病院の近藤康人先生に特別講義を行っていただき、学びの場とすることができました。食物アレルギーのある児童生徒数は増加しており、今後も「安全な給食」を目指していきたいと考えております。

5 点目 各地区の盆踊り・町民納涼祭りについてでございます。

各地区の盆踊りが 7 月 26 日の御岳地区を皮切りにスタートいたしました。町長、議長と同じく教育長も各地区の盆踊りを回らせていただき、地域のつながりの大切さを考えさせられたとのことでございます。盆踊りでご挨拶をさせていただく時間がございまして、教育長がお話しすると、その後、当時の教え子の方が大勢でお話に来られたりということがあり、教育長は「教員冥利に尽きる」ということをおっしゃっておられました。

また、町民納涼祭りは約 8 千人の来場者をお迎えして 8 月 16 日に開催いたしました。教育委員の皆さまにも、御参加いただきありがとうございます。

「祭りの力が人の心を束ねる」ことを目の当たりにして、うらやましさも感じたところでございます。小学校の地域学習で夏休み前に東郷音頭に触れる機会を作ってもよいのではないかと今回の盆踊りと納涼祭を通じて感じたところでございます。次年度以降の課題としたいと感じております。

6 点目 東海北陸地区町村教育長研究協議会が 8 月 21 日（木）・22 日（金）金沢市で行われました。これつきましては、来月の教育委員会で教育長の方からご報告いただきます。

7 点目 「不登校」についてでございます。

2 学期開始を前に、毎年「不登校」（子どもの自殺）が話題となる。今日は「この一週間」について問題提起をしたいというのが教育長の考えでございます。

9 月 1 日に向けてマスコミ報道がされています。所謂子どもの自殺の特異日となっています。「さあ、2 学期」と瞳を輝かせて学校再開を願っている子どもたちが多く、不適切な表現かもしれないが「学校に行かなくていいキャンペーン」を展開するマスコミの偏った報道姿勢に毎年疑問を感じているところでございます。様々なケースはあるものの、夏休み中の生活リズムの乱れが不登校につながってしまうケースは極めて多いという調査結果はあまり表に出てきません。これだけ子どもたちに「少しでも嫌なら、学校に行かなくていい」と社会全体が言い続けられれば、「そうなのかなあ…」と子どもたちは思っています。子どもたちに生活リズムを取り戻し、希望に満ちた 2 学期のよいスタートを切ってほしいと願っているとのことでございます。

また、「自由」って何なのだろうということも考えさせられます。

次年度開校する日進高校附属中学校をはじめ、全国に展開する不登校特例校

	の対策として、生活や学習における様々な「しぼり、(〇〇しなければならないしぼり)」これは、時間や服装、学びの内容等に関してでございますが、これをなくす方向を目指すことあげられる。「何をしても自由です。」というような、一旦「しぼるもの」をなくすことは一つの方法であると思うが、次のステップとして、「自分で自分を縛るもの、〇〇しなければならない」ということを自分で選択して実行する力、これこそが「自由」の定義であると教育長は考えています。こういったことがとても大切なのではないかと教員として考えておられます。「何にもしぼられない」人生が続くことはあり得ないわけで、「自由」をどう考えるのがとても重要になってきていると教育長は考えているところでございます。 教育長からの報告は以上でございます。
職務代理	(2) 9 月議会の一般質問について、事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	(2) 9 月議会の一般質問についてです。 一般質問は、資料のとおり、6 名の議員から提出がありました。 一般質問への答弁は 9 月 5 日から本会議で行われる予定です。
職務代理	質問がありましたらお願いします。
委員	質問なし
職務代理	では、私から事務局に伺いたいのですが、放課後子ども教室きらきらこどもについて、小学校ごとに設置されているかと思いますが、数が多かったのは諸輪小学校だけですか。
教育部長	例年諸輪小学校のきらきらこどもは一部屋、30 人から 40 人くらいのキャパシティになっているのですが、諸輪校区は応募が沢山あった。登録率が多いということがあります。ただ、登録をしても実際に来る子どもはまた別なのですが、諸輪小学校は受け入れしようと思うと、夏休みの間はきらこの教室だけでは足りないということで、昨年に引き続き、今年も別の教室を使いたいという申し出があったということです。
職務代理	他の校区も含めて、指導する人の人数は足りていますか。
教育部長	指導者の不足は聞いていません。
職務代理	もう一つお聞きします。ボートの教室の参加者は大人ですか、子どもですか。
生涯学習課長	子どもです。小学校 3 年生・4 年生限定となります。
委員	講習自体が小学生限定ですね。
職務代理	ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第 4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 夏季休業中について ア 夏休みに入ってから、これまでに、学校にて特に大きな問題が起きたという情報はございません。今年度も、学校閉校日を 8 月 9 日（土）から 8 月 15 日（金）までの 7 日間、設けましたが、この期間においても各学校、特に問題はありませんでした。

	イ 教職員の7月の在校時間については、45時間越えが17名でした。45時間超えは、昨年は25名だったので、7名減っております。中学校の教員は、夏の部活動の大会に向けての指導や大会の引率も在校時間が延びる理由の一つでありました。また、80時間超と100時間超は、一人もいませんでした。在校時間記録をもとに、今後も、教員の健康管理に気を付けていきます。 ウ 夏休み期間中、スクールソーシャルワーカーによる、電話相談を計4日間、実施します。夏休みに入って7月22日(月)と23日(火)の前半2日間には、特に電話相談はありませんでした。 夏休み後半の2日間、8月28日(木)、8月29日(月)も、予定通り実施いたします。 エ 夏休みも残すところ、あと1週間ほどとなりました。 東郷町のすべての児童生徒が、今後とも、健康に毎日进行して、2学期にまた、元気な姿を見せてほしいと思います。
学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について 学校教育課の大竹です。 「第4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。 資料は1ページになります。 令和7年7月23日から8月20日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理した案件は、1件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。
学校教育課長	次に「(3) 要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。 資料は16ページになります。 令和7年7月24日から同年8月20日までに申請があり、認定した件数は224件となりました。 なお、今回新規認定の方は、いずれも昨年度からの継続の方で、資料の提出があったことから継続して認定したものです。 説明は、以上です。
学校教育課長	「(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書(令和6年度)の提出について」説明します。 資料は、別冊になります。 7月の定例会で承認いただきました、評価委員2名に対し、令和6年度の教育委員会委員、教育委員会事務局の組織図、分掌事務、東郷町教育の一般方針、事務点検シート、教育委員会の活動実績、教育委員会の会議の記録等の資料を提供し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく学識経験者の知見に基づく、点検及び評価を実施していただきました。 意見書の内容は、資料48ページから52ページのとおりですので、教育委員会からの資料と合わせて、報告書として提出するものでございます。

	今後の予定としては、報告書を東郷町議会に報告させていただくとともに、10月の定例会に評価委員からの意見に対する教育委員会の担当課の対応・回答を協議事項として提案させていただく予定をしております。 説明は以上です。
職務代理	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を見させていただいて、20 ページですが、小中学校特別支援奨励事業があると思うのですが、そこで総合評価というものが、点検された方の御意見だと思っていて、その中で2行書かれていて、この事業については「保護者に周知する必要がある」と書かれている。その下にあるのは回答になりますか。回答に周知について書かれていないので、ご指摘に対しての回答が合っていないように感じるのですが。
学校教育課長	この評価は、事務局としての自己評価となります。自分たちとしては、このようにしていく必要があるとしながら、来年度以降実施していくということを記載しています。周知に関して書き加えるかというところはあろうかとは思いますが、ここは委員の点検評価の部分とはなっていません。
委員	わかりました。下書き加えなくていいということでごめしたですか。
学校教育課長	それを踏まえて実施していくというところでございます。
職務代理	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5 協議事項に入ります。 第2次東郷町教育大綱の変更について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	協議事項について説明させていただきます。 資料17ページをお開きください。 協議事項 第2次東郷町教育大綱の変更について 令和6年度第1回東郷町総合教育会議の審議を踏まえ、第2次東郷町教育大綱の変更に係る素案を別紙のとおり東郷町長に提出するに当たり、協議するものでございます。 資料については、変更後の教育大綱、新旧対照表、総合教育会議の議事録を添付しています。 まず、新旧対照表を御覧ください。変更部分に下線が引いてあります。 これらの変更は、総合教育会議での町長及び教育委員の皆様の意見を踏まえ、事務局が案を作成したものです。新旧対照表の丸囲みの数字は、議事録にも数字が記載してあり、対応しているものです。例えば、新旧対照表の①の「生きる力を育み」を追加したのは、議事録30ページの学力よりも生きる力を育むことが大切という意見を踏まえたもので、見出しを「学力の向上を目指します。」ままとしたのは、議事録31ページの学力向上に力を入れることが必要という意見を踏まえたものです。以下、同様となっております。 今回の協議の趣旨としては、総合教育会議の意見の趣旨に沿った変更がされ

	ているかどうかをご確認いただきたいもので、今回、新たに教育大綱について意見を求めるものではありませんので、よろしくお願いします。 なお、協議終了後は、素案として教育委員会事務局から町長部局に提出し、最終的には町長が案を作成し、再度、総合教育会議を開催し、変更を決定していただく手続となる予定です。 説明は、以上です。
職務代理	ただいま事務局から説明がありましたが、質問がありましたら、お願いします。
委員	最終的には、町長が修正したものをまたお聞かせいただけるということですね。
学校教育課長	そのとおりです。町長に提案する前に、出席された委員のみなさんのご意思が反映されているかどうかをご確認いただきたいというものです。主旨が違うなどありましたら、訂正して町長に提出したいと思っています。今回は3月の打ち合わせ内容を受けたもので、意見が反映されているかを見ていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
委員	23ページ目標3、生涯を通じたの部分を修正願います。
学校教育課長	修正します。
委員	この会議の時の議事録はこれで全てですか。
委員	全部載っていますよ。発言は全部載せていただいているようですよ。
委員	会議の際、私は、学力よりもコミュニケーションや生きる力の方が大切かなという話をさせていただいたかと思うのですが、項目が3つあるとしたら、一番初めにあるといいかなという話をしたように思うのですが、その辺りは事務局側として何かご意見はありますか。
学校教育課長	30ページに「学力よりも生きる力」という意見があり、31ページには「学力向上に力を入れることは保護者視点からは必要」という意見もどちらもあったので、併記しています。町長がどう思われるかまではわかりません。学力になるのかそれ以外の能力になるかもしれないですが、両方の意見があったと事務局としては思っています。
職務代理	ほかに質問もないようですので、このとおり対応させていただくこととし、協議事項を終わります。 次に日程第6、議題に入ります。 議案第38号 後援名義の使用申請について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第38号について説明させていただきます。 資料36ページをお開きください。 議案第38号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものでございます。 1 主催者は、一般社団法人 日本ライフサステナビリティ協会 2 事業名は、子どもにも教えたくない年金とお金の勉強会

	3 実施日は、令和7年10月17日、18日 4 会場は、イーストプラザいこまい館、東郷町民会館 です。 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 資料37ページをお開きください。申請者の申請に基づき説明します。 事業の内容・目的は、公的年金のしくみ、年金定期便の見方など、金融知識の普及と啓発活動を通じ、金融リテラシーの向上に寄与し安全で笑顔あふれる未来に向けたサステナブルな人生設計を支援することです。 参加対象者は、小中学生の保護者、参加予定人数は約15人で、入場料は無料です。 説明は、以上です。
職務代理	説明が終わりましたので、議案第38号について審議をお願いします。
委員	こういうものは、会社に勤めていると総務の部署に申請窓口があって、説明を受けてということは割と普通にあると思うのですが、わざわざ後援をもらってやるというのは、会社勤めをしていない人を対象にしているということなのですか。
学校教育課長	中には会社の規模が小さい場合、総務課といった課自体がないようなところだと、そういったことに触れる機会がないかもしれません。
職務代理	一般企業、サラリーマンだったら説明会や相談窓口があると思うのですが、退職金や遺族年金の話も出てくると思います。ほとんどの方は知らない。会社からは具体的にどうやって手続きをするのか教えてくれることはなかった。
委員	小中学校の保護者とターゲットを絞ってきているので、恐らく教育資金の話ではないかと思う。教えるための教育といえど教育と言えるでしょうが、生涯教育の位置づけになるのかもしれませんが、教育委員の後ろ盾はいるのかなと疑問です。今話のあった相続などの手続きは役所に聞けば教えてもらえる。
委員	この後に、「詳しくはこのFPに」と続いていくように思う。それがうっすら見える。他市町への教育委員会聞き取りしてくださったポストイットがあるのですが、他市は金融教育だということで認めて後援したということなのですね。
学校教育課長	そうです。
委員	申請には、後援等なしとなっているけれど、東郷町ではないということですね。今回いこまい館でやりたいから申請されているということですね。
職務代理	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第38号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手なし
職務代理	挙手ありませんので、議案第38号については、原案は否決します。 続いて日程第6 各課からの連絡事項について、連絡事項のある課は、挙手をお願いします。
職務代理	連絡事項もないようですので、8月定例会の日程は、すべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。

午後2時13分開会